

# 琉球大学学術リポジトリ

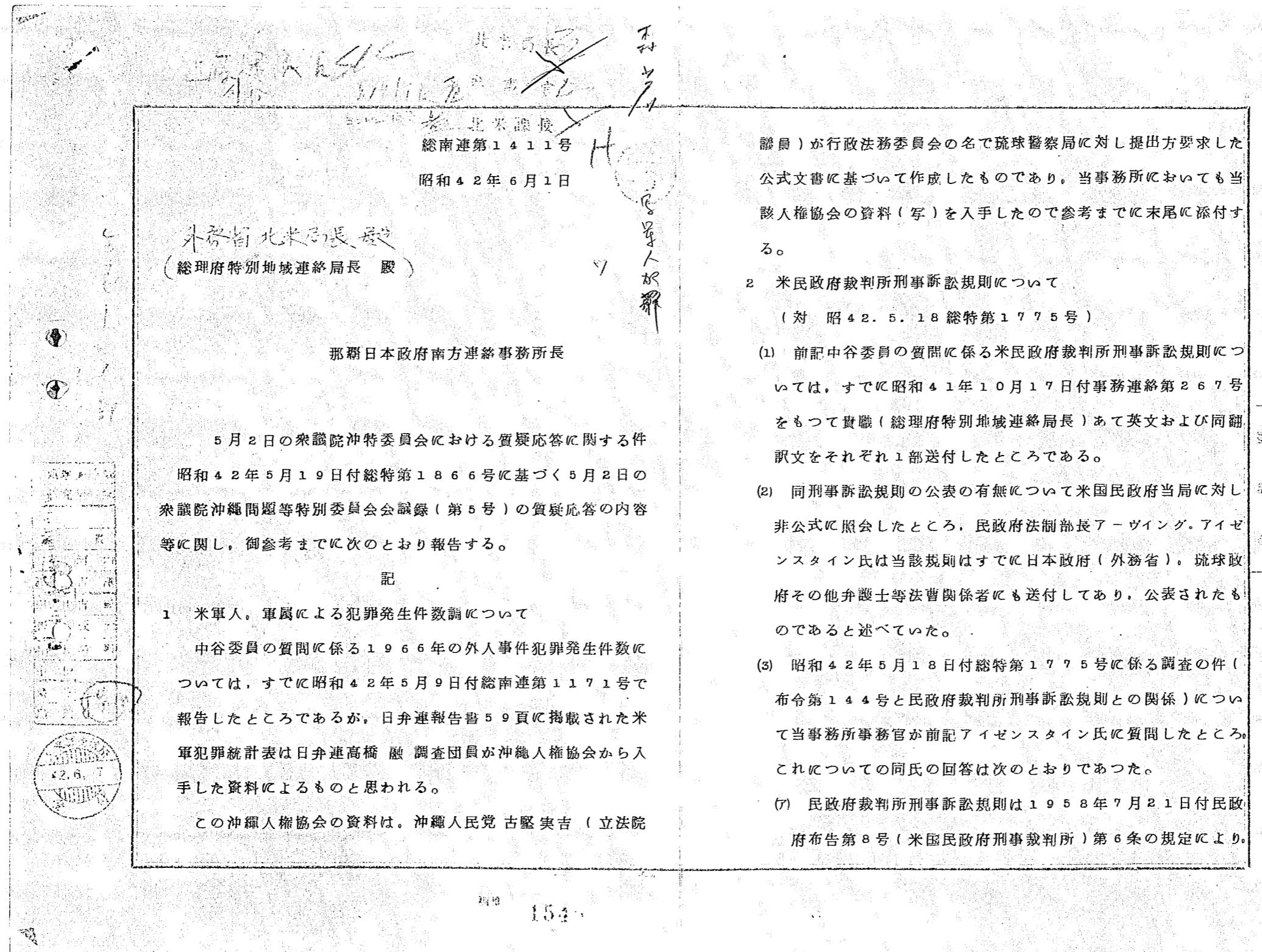
## 米国管理下の南西諸島状況雑件 南方連絡事務所報告（報告）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): 南方連絡事務所, 総理府特別地域連絡局, 請願権, 外資導入 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43509">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43509</a>

8.

8.2.6.2

象院  
冲持  
審質  
疑心  
答



米国民政府上訴審裁判所が作成し、公布し、従前の刑事訴訟手続規則にとつて代つたものである。本規則は 1963 年 3 月 6 日、沖縄、那覇において首席裁判官 ラツセル、L. スティーブンス、裁判官 シラル、B. モリソン および裁判官 ジョン、P. キングの 3 名が署名し、公布したもので、布令第 144 号（刑法並びに訴訟手続法典）第 3 章訴訟手続 1. 3. 1 を廢止（削除）するにあたつては、すでにこの規則は公布されており、従来の訴訟手続規則を改正して統一したものである。

- (1) 前記布令 144 号第 3 章 1. 3. 1 の廢止以前の訴訟手続については、1958 年 7 月 20 日以前は 1951 年の合衆国軍法会議提要に示された訴訟手続があり、1958 年 7 月 21 日以後は現在の刑事訴訟規則改正前の米国民政府刑事裁判所訴訟手続規則があり、これらの規則によつて訴訟審理が進められてきた。
- (2) したがつて、現在は 1963 年 3 月 6 日公布の米国民政府裁判所刑事訴訟規則によつて訴訟審理が進められている。
- (3) なお、昭和 42 年 5 月 6 日付総南連第 1153 号をもつて照会（進達）した内容のうち、中谷鉄也議員が問題としているのは、「米国民政府裁判所刑事訴訟規則」であることが昭和 42 年 5 月 18 日付総特第 1775 号の書局公信および会議

録によつて判明し、現地新聞報道掲載の内容が誤つてゐることが明らかであるので、この点前記往信の一部を修正のうえ、本信をもつて補足する。

### 3 料亭放火事件の概要等について

帆足委員の質問に係る「一流の料亭を焼いてしまつたといふようなことを県人会長から聞いたが、そのことの概要も伺つておきたい云々」については、昨年 5 月発生の那覇市内料亭「那覇」の外人兵による放火事件を指すものと思われるが、当該事件の概要を次のとおり報告する。

#### (1) 発生日時

昭和 41 年 5 月 14 日 午前 6 時 50 分頃

#### (2) 発生場所

那覇市上之巣町 2 の 67 那覇会館

#### (3) 被害者

上記那覇会館 経営者 上江洲 幸子

#### (4) 被害額（那覇署保安課の調査）

62, 283 ドル 56 セント

#### (5) 被疑者

氏名 BENKNER, THOMAS, D

階級 A I / G (空軍 一等兵)

所属部隊 82 FIGHTER INTER GEIPT

A P O 96235 N. A. B

(6) 犯行状況（琉球警察が C I D 調書から確認した事件概要）

被疑者は 5 月 13 日午後 11 時 40 分ごろから、同部隊の兵隊 2 名と共に那覇市波之上のバー附近で飲酒。更に友人 3 名とともに同市辻町のバー「ニューフロンティア」に回つて翌 14 日午前 5 時頃まで飲酒。その後単独店を出て被害現場（料亭那覇会館）に行き、雨戸をあけ（施錠してなかつた）、内部に侵入。その後 2 階に上り、各部屋をあけて見て後、2 階の帳場でマッチを探し集め、同帳場にあつたローソク 5 ～ 60 本のうち 1 本を取り出し、短く折つて点火し放火したものである。

(7) 捜査経過

前同日午前 6 時 55 分頃受持の西武門巡査派出所の玉城正幸巡査および山川巡査が那覇会館住込みコツクの大城宗広（24 才）から電話で「那覇会館にハンマーとノコを持つた外人がはいつきて暴れそうだからすぐ来て下さい」との連絡を受け。現場に急行した。前記両巡査が現場到着直後、容疑外人は見当らなかつたが、間もなく玄関入口の物置小屋の中から女の着物をつけた外人が出てきたので玉城巡査が英語で職務質問をしたところ、急訴した大城宗広が玄関から「

2 階が火災だ」と知らせてきたので、当該外人を重要参考人として連行取調べた。身体検査の結果、同外人は那覇会館のマッチ 3 箱をポケットに所持しており、容疑濃厚となつたので、直ちに琉球警察（那覇警察署）では C I D に連絡。 C I D が取り調べたところ、犯行を自供した。

(8) その他

(7) 本事件についての裁判処理状況を琉球警察本部に内々照会したが、琉球警察が米民政府（以下「U S C A R」という。）公安局を通じ米軍側に照会方依頼したところ、5 月 31 日、U S C A R 公安局から琉球警察本部に対し本件処理結果については正式通報しない旨回答があつたとのことである。（注）

（注）当該放火事件の梗概については当事務所職員が所轄那覇警察署捜査課で自主活動により内々調査したものによるものであり。裁判状況について琉球警察本部長の了解を得て警察本部捜査課の必要に基づいて照会方依頼したところ、U S C A R 公安局から当該捜査課に對し正式通報しない旨回答があつた上、本件について日本政府南方連絡事務所から調査依頼がありとすれば琉球政府は外交権がないので、日本政府に直接情報を提供してはならない」旨注意があつたとのことである。したがつて、本件処理結果については琉球警察本部か

ら正式回答は得られなかつたが、同本部の某捜査幹部が内々軍当局から入手した情報によりは握している限りでは、本件被疑者 BENKNER, THOMAS.

D 空軍一等兵に対し 階級剝奪。除隊の処分がなされただけで裁判にはかけられていないことであつた。以上の経緯等もあるので、貴局におかれての取扱い上、情報出所源および琉球政府に対する照会事実については外務発表は差し控えていただきたい。本件は当事務所の独自調査によるものとしてご配慮願いたい。

(1) 損害賠償請求については当事務所職員が被害者の母上江洲文子から聴取したところによれば、昨年7月頃、米側に対し被害額7万8千ドル余の請求をしたが、米本国関係当局およびU.S.C.A.R司法部係官がそれぞれ2回ほど現場調査に見て、復旧後の建築写真も撮影し関係書類を作成したもの、賠償額について未決定で解決していないことである。

本信送付先

外務省北米局長

警察庁警備局長

